

第3期介護保険料の算定に向けて

1. 介護保険料に影響を与える要因

第3期介護保険料を算定するにあたり、第2期介護保険料算定時と比較すると下記の要因が介護保険料の算定に影響を与えています。

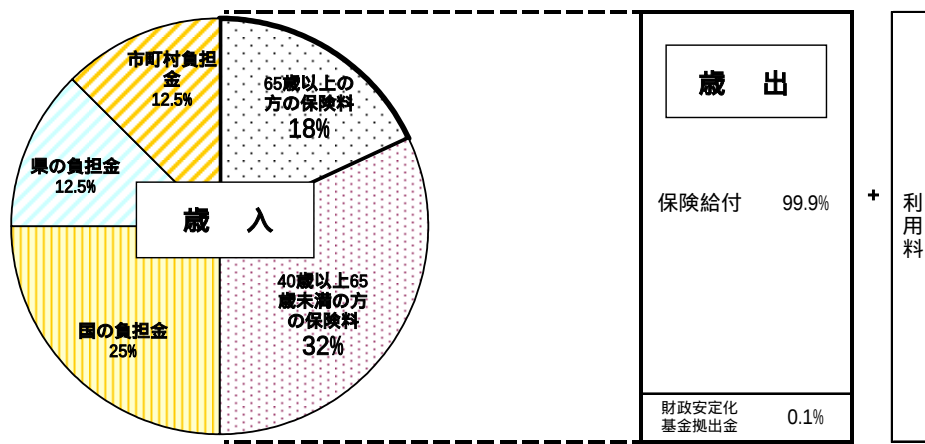
今回の介護保険料算定に影響を与える主要因

項目	説明	影響額 (3カ年平均)
1 施設給付費の見直しと特定入所者介護サービス費の創設	居住費・食費の自己負担化がH17.10から実施された。これに伴い、高額介護サービス等給付費の見直し、特定施設介護サービス費が創設された。	約9億円 ↓
2 地域支援事業の実施 (2.0%～3.0%)	介護保険制度改正に伴い、市町村が実施していた保健福祉事業が再編され、地域支援事業が創設された。財源に介護保険料と国・県・市町村負担金が充当されることとなった。	約5億円 ↑
3 保険料段階の変更 (5段階設定 6段階)	現行の第2段階に属する者のうち、下記の者は保険料率を0.5以上で設定することとなった。(P3の図参照) 市町村民税非課税かつ 課税年金収入＋合計所得金額が80万円未満の者	約1億円 ↑ (新第2段階のみ↓)
4 第1号被保険者の占める割合の変更(18% 19%)	(全国平均) 第1号被保険者数：第2号被保険者数＝19%：31%	約2億円 ↑
5 基金取崩し	基金を取り崩し、第3期事業運営期間における保険料収納額の一部にあて、保険料の上昇を抑える。	約1億円 ↓
6 財政安定化基金拠出率の減 (0.1% 0%)	佐賀県が積立てている財政安定化基金は、現在の積立額で第3期事業運営期間も賄うことができるため、第3期事業運営期間の基金への拠出はなし。	約0億円 ↓
7 給付費の伸び	後期高齢者数の増加、認定者数の増加、一人当たりの利用量の増加に伴い、給付費は増加の傾向を示している。	約16億円 ↑
8 市町村民税の税制改正	年金課税の見直し(H16年度税制改正)及び高齢者の非課税限度額の廃止(H17年度税制改正)により、市町村民税が課税となることによって、下記の者が保険料段階が上昇することとなった。ただし、急激な上昇を抑えるため激変緩和措置が取られる。 市町村民税非課税から課税となる本人、 税制改正影響で新たに課税となる者が同世帯にいる市町村民税非課税者	約1億円 ↓
9 報酬改定	介護報酬の改定に伴い、各サービスにおける報酬単価が見直される。	↑ ↓ (未定)

影響額欄の で囲んでいる数値は保険料ベースの金額です。

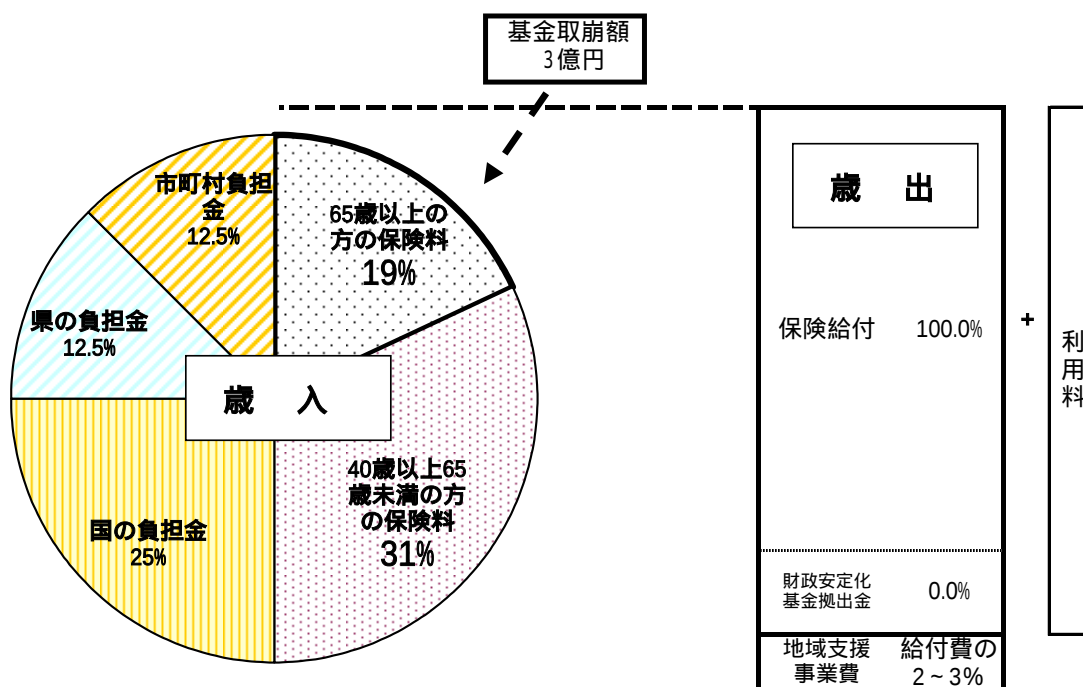
歳入の財源構成と歳出構成

第2期

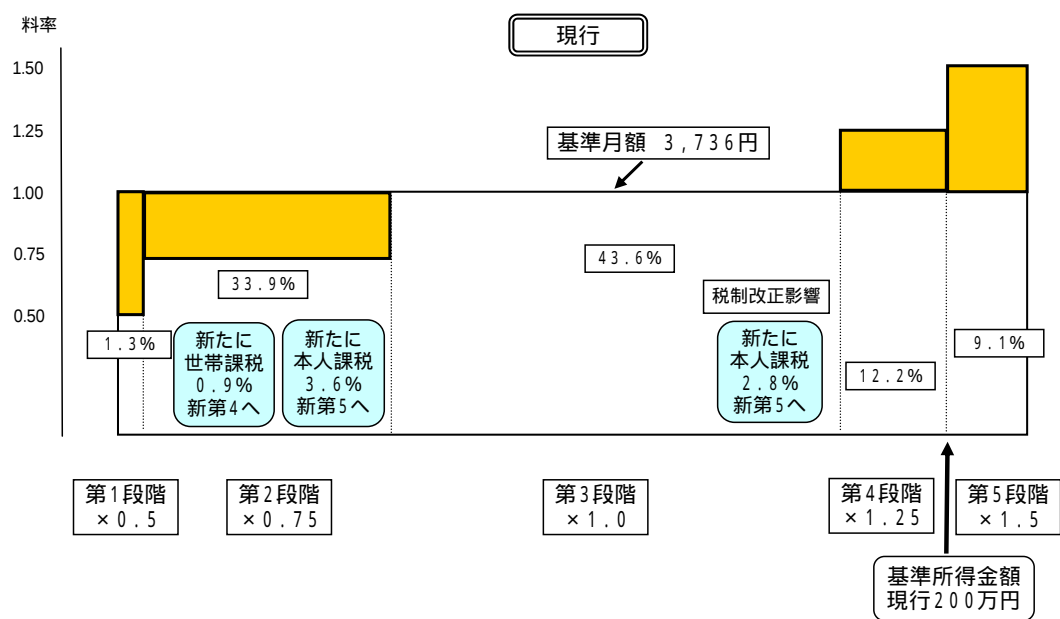


総費用
約8%の増

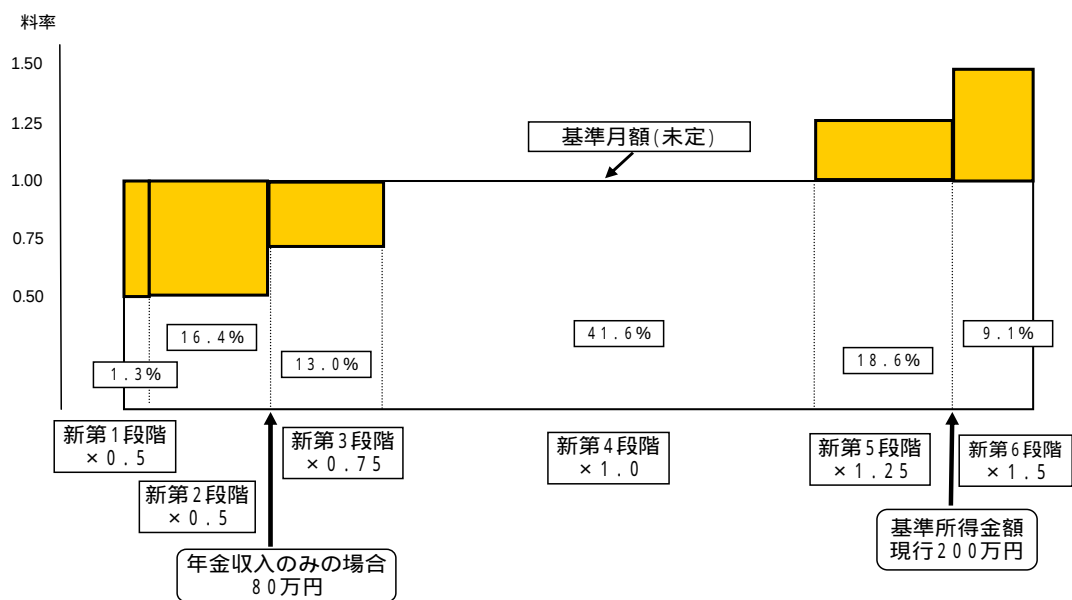
第3期



介護保険料段階について



制度改正・ 税制改正 影響後



段階別 被保険者数 H17.7月末	現行	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	計
		976	25,702	33,052	9,249	6,882	75,861
	制度改正後	新第1段階	新第2段階	新第3段階	新第4段階	新第5段階	新第6段階
		976	12,798	12,904	33,052	9,249	6,882
							計
							75,861

税制改正影響